

○公衆浴場法施行細則（昭和61年6月24日規則第36号）

○公衆浴場法施行細則

昭和61年6月24日規則第36号

改正

平成13年3月30日規則第29号

平成15年3月24日規則第16号

平成17年12月15日規則第110号

公衆浴場法施行細則をここに公布する。

公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則（昭和45年宮崎県規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行については、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び公衆浴場法施行条例（平成15年宮崎県条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成15年規則16号〕

（営業の許可）

第2条 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- (1) 周囲の状況を示す見取図
- (2) 建物の配置図、平面図、断面図及び給水・給湯系統図並びに浴室の平面図
- (3) 循環式浴槽（条例第2条第9号に規定する循環式浴槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、ろ過系統図（塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む。）
- (4) 建物その他の施設が他人の所有又は管理にある場合には、その所有者又は管理者の承諾書
- (5) 申請者の住民票（法人にあっては、その登記事項証明書）
- (6) 申請前4週間以内に採水した条例別表第1第1号(11)に規定する水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類
- (7) 条例別表第2第2号(20)の規定により公衆浴場の営業を新たに開始した日から1月以内に行う浴槽水（条例第2条第4号に規定する浴槽水をいう。以下同じ。）の水質の検査の実施計画書

一部改正〔平成15年規則16号・17年110号〕

（相続による地位の承継）

第3条 省令第2条第1項に規定する届書は、公衆浴場営業相続承継届（別記様式第2号）によるものとする。

2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場営業相続承継同意書（別記様式第3号）によるものとする。

(合併による地位の承継)

第4条 省令第3条第1項に規定する届書は、公衆浴場営業合併承継届(別記様式第4号)によるものとする。

(分割による地位の承継)

第5条 省令第3条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業分割承継届(別記様式第5号)によるものとする。

追加〔平成13年規則29号〕、一部改正〔平成15年規則16号〕

(変更等の届出)

第6条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書によってしなければならない。

- (1) 第2条第1項の申請書又は第3条第1項若しくは前条の届出書に記載した事項を変更した場合 公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届(別記様式第6号)
- (2) 営業の全部又は一部を停止した場合 公衆浴場営業停止届(別記様式第7号)
- (3) 営業の全部又は一部を廃止した場合 公衆浴場営業廃止届(別記様式第8号)

2 前項各号に規定する届出書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 構造設備を変更した場合にあっては、変更後の構造設備を明示した図面
 - (2) 条例別表第2第2号(20)の規定により循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書
 - (3) 営業の一部を停止し、又は廃止した場合にあっては、その部分を明示した図面
- 一部改正〔平成15年規則16号〕

(水質の基準)

第7条 条例別表第1第1号(11)及び条例別表第2第2号(13)に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について知事が別に定める水質の基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第2第2号(13)に規定する浴槽水について知事が別に定める水質の基準は、別表第2のとおりとする。

追加〔平成15年規則16号〕

(水質検査結果の報告)

第8条 条例別表第2第2号(21)の規定による報告は、水質検査結果報告書(別記様式第9号)によってしなければならない。

2 前項の報告書には、水質の検査の結果を証する書類の写しを添付しなければならない。

追加〔平成17年規則110号〕

(公表の基準)

第9条 条例第6条第2項に規定する水質の検査の結果の公表について知事が別に定める基準は、条例別表第2第2号(19)又は(20)に規定する原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合に限る。)の水質の検査の結果にあってはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に99シーエフユー、同号(19)又は(20)に規定する浴槽水(当該浴槽に気泡発

生装置等を有する場合を除く。)の水質の検査の結果にあってはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に999シーエフユーとする。

追加〔平成17年規則110号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

2 宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第17号3中「第2条」を「第4条」に改め、同号(3)を(4)とし、同号(2)中「同法第3条第1項」を「第3条第1項」に改め、同号(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

	(2) 第2条の2第2項の規定による営業者の地位承継の届出を受	
	理すること。	

附 則(平成13年3月30日規則第29号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日規則第16号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日規則第110号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別表第1(第7条関係)

事項	基準	検査方法
1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法

4	有機物等（過マンガ ン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリ グラム以下であるこ と。	滴定法
5	大腸菌群	50ミリリットル中 に検出されないこと。	乳糖ブイヨンブ リリアントグリー ン乳糖胆汁ブイ オン培地法又は 特定酵素基質培 地法
6	レジオネラ属菌	検出されないこと （100ミリリット ル中に10シーエ フユー未満）。	冷却遠心濃縮法 又はろ過濃縮法
備考 温泉水又は井戸水を使用する場合であって、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、1の項から4の項までのいずれか又は全部の基準を緩和し、又は適用しないことができる。			

追加〔平成15年規則16号〕

別表第2（第7条関係）

事項	基準	検査方法	
1	濁度	5度以下であるこ と。	比濁法、透過光 測定法、積分球 式光電光度法、 散乱光測定法 又は透過散乱 法
2	有機物等（過マンガ ン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミ リグラム以下であ ること。	滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中 に1個以下である こと。	下水の水質の検 定方法等に関する 省令（昭和37年 厚生省・建設省 令第1号）第6 条に規定する方 法
4	レジオネラ属菌	検出されないこと （100ミリリット ル中に10シーエ フユー未満）。	冷却遠心濃縮法 又はろ過濃縮法
備考 温泉水又は井戸水を使用する場合であって、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、1の項及び2の項のいずれか又は両方の基準			

| を緩和し、又は適用しないことができる。 |

追加〔平成15年規則16号〕

別記

様式第1号（第2条関係）

全部改正〔平成15年規則16号〕、一部改正〔平成17年規則110号〕

様式第2号（第3条関係）

一部改正〔平成13年規則29号〕

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

一部改正〔平成13年規則29号〕

様式第5号（第5条関係）

追加〔平成13年規則29号〕、一部改正〔平成15年規則16号〕

様式第6号（第6条関係）

一部改正〔平成13年規則29号・15年16号〕

様式第7号（第6条関係）

一部改正〔平成13年規則29号・15年16号〕

様式第8号（第6条関係）

一部改正〔平成13年規則29号・15年16号〕

様式第9号（第8条関係）

追加〔平成17年規則110号〕